

青森県気候変動適応取組方針の策定について

1 地域気候変動適応計画策定の法的根拠

気候変動適応法（以下「法」という。）（2018. 12. 1 施行）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

「気候変動適応」（法の定義：第二条第二項）

気候変動影響に対応して、これによる被害の防止または軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展または自然環境の保全を図ることをいう。

2 経緯

2018. 3 青森県地球温暖化対策推進計画改定

- ・新たに「第8章 地球温暖化への適応策」の章を設け、本県の適応策の必要性や方向性を示した。

2019. 7 青森県地球温暖化対策推進協議会

- ・気候変動適応法が施行されたことを踏まえ、「青森県気候変動適応取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定し、気候変動適応法に基づく法定計画とすることについて説明し、了承を得た。

2019. 8 令和元年度第1回あおもり低炭素社会づくり庁内推進会議幹事会

2020. 2 令和元年度第2回あおもり低炭素社会づくり庁内推進会議幹事会

- ・気候変動適応の動向、取組方針（骨子案）等について説明。

2020. 3 素案作成に係る庁内照会

- ・庁内各課の所管する施策のうち、「適応策」に該当するものを抽出。

2020. 7 照会の回答をもとに取組方針（素案）を作成。

3 青森県気候変動適応取組方針策定の進め方について

適応方針素案のたたき台を環境政策課で作成し、内容について庁内ワーキンググループで検討を行ったのちに、青森県地球温暖化対策推進協議会で意見を伺い、あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部幹事会で協議する。

その後、環境審議会への報告、パブリックコメントの実施、環境審議会での諮問・答申を経て、あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部において決定する。

<参考：地域気候変動適応計画の策定状況>

策定済44件（21道府県23市） ※令和2年7月28日現在

東北地区：岩手県、秋田県、宮城県

青森県気候変動適応取組方針策定スケジュール

